

# ～自転車はルールを守って安全運転！～

自転車は道路交通法で軽車両に位置付けられる「車のなかま」です！

## 自転車を運転する基本ルールは？

### 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

歩行者を優先！



事故を起こしたら  
どんな責任が問われるの？

### 刑事上の責任

事故の重大さなどによっては、**罰金**や**禁錮**といった厳しい刑事罰を受けることがあります。  
これにより、免許や資格が与えられない場合がある職業もあり、自分の将来の夢や人生設計に大きな影響が生じる場合があります。

[ 免許や資格が与えられない場合がある職業 ]  
罰金以上の刑  
医師/看護師/薬剤師/栄養士/調理師 等  
禁錮以上の刑  
教職員/弁護士/裁判官/公認会計士/建築士 等

### 民事上の責任

**高額な賠償金**を支払わなくてはならない場合があります。  
※児童等の保護者も無関心ではられません

[ 裁判例 ]  
坂道を下ってきた小学5年生(11歳)の少年の自転車が歩行中の女性(62歳)と衝突し、歩行者の女性が意識不明となった。

賠償金額 約 9,521万円 (平成25年7月:神戸地裁)

ルール違反を繰り返したらどうなるの？

### 自転車運転者講習制度

危険行為を反復(3年以内に2回以上)して行った  
年齢14歳以上の自転車運転者に受講命令！

※対象となる15の危険行為については裏面を参照

自転車運転者講習

※講習手数料：6,000円  
講習時間：3時間

受講命令に  
従わなかった場合

5万円以下の罰金

【自転車保険】  
入っていますか？

西宮市キャラクター みやたん



兵庫県では  
「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で、  
県内で自転車を利用する場合、自転車損害賠償保険等への  
加入を義務付けています。

※平成27年(2015年)10月1日から義務化